第三十八条中「第四十九条第一項第五号」を「第四十五条第一項第五号」に、「第四十三条」を「第十一条」に改め、同条を第六条とする。

第三十九条第一項中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条第三項第一号中「第四十九条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改め、同条を第七条とする。

第四十条を第八条とする。

第四十一条中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条を第九条とする。

第四十二条を第十条とする。

第四十三条中「第五十六条」を「第五十二条」に改め、同条を第十一条とする。

第四十四条（見出しを含む。）中「第四十九条第一項第六号」を「第四十五条第一項第六号」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第四条の国土交通省令で定める所得の基準）

**第十三条**　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円（都道府県知事が必要と認める場合にあっては、十五万八千円を超え二十一万四千円以下の範囲内で当該都道府県知事が定める額）とする。

第四十五条中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第五条第二号の国土交通省令で定めるもの）

**第十五条**　令第五条第二号の共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であって国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　廊下及び階段
二　エレベーター及びエレベーターホール
三　特殊基礎
四　立体的遊歩道及び人工地盤施設
五　通路
六　駐車場
七　児童遊園、広場及び緑地
八　機械室及び管理事務所
九　高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設
十　避難設備
十一　消火設備及び警報設備並びに監視装置
十二　避雷設備及び電波障害防除設備

第四十六条（見出しを含む。）中「第五十三条第一項第一号」を「第四十九条第一項第一号」に改め、同条を第十六条とする。

第四十七条中「第五十三条第一項第二号」を「第四十九条第一項第二号」に改め、同条を第十七条とする。

第四十八条中「第五十三条第一項第三号」を「第四十九条第一項第三号」に、「第六十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第十四条の二各号」を「第四条各号」に改め、同条を第十八条とする。

第四十九条（見出しを含む。）中「第五十三条第一項第四号」を「第四十九条第一項第四号」に改め、同条を第十九条とする。

第五十条見出し中「第五十三条第一項第五号」を「第四十九条第一項第五号」に改め、同条中「第五十三条第一項第五号」を「第四十九条第一項第五号」に、「第五十三条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十条とする。

第五十一条中「第五十一条の三」を「第二十三条」に改め、同条を第二十一条とする。

第五十一条の二を第二十二条とし、第五十一条の三を第二十三条とし、第五十二条を第二十四条とし、第五十三条を第二十五条とする。

第五十四条中「第五十四条」を「第五十条」に改め、同条第一号中「第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅」を「第五条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第五十五条（見出しを含む。）中「第五十五条第一項第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十六条中「第五十五条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に、「第五十八条」を「第三十条」に改め、同条を第二十八条とする。

第五十七条を第二十九条とし、第五十八条を第三十条とする。

第四章を第三章とする。

第五十九条中「第五十七条第一項第九号」を「第五十三条第一項第八号」に改め、第五章中同条を第三十一条とする。

第六十条第一項中「第五十七条第一項」を「第五十三条第一項」に、「別記様式第三号」を「別記様式」に改め、同条第二項第四号中「整備」の下に「（既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを除く。）」を加え、同項第七号中「、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書」を「及び定款」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないことを誓約する書面

第六十条第三項中「本人確認情報」を「本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）」に、「住民基本台帳法」を「同法」に改め、同条を第三十二条とする。

第六十一条中「第五十八条第二号イ」を「第五十四条第一号イ」に改め、同条を第三十三条とする。

第六十二条第一項中「第五十八条第二号ロ」を「第五十四条第一号ロ」に改め、同条第二項中「第五十七条」を「第五十三条」に、「第五十八条第二号ロ」を「第五十四条第一号ロ」に、「第十四条の二各号」を「第四条各号」に改め、同条を第三十四条とする。

第六十三条（見出しを含む。）中「第五十八条第六号」を「第五十四条第四号」に改め、同条を第三十五条とする。

第六十四条中「第五十八条第七号」を「第五十四条第六号」に、「銀行の前払家賃」を「同条第五号の前払金」に、「保証」を「銀行による保証」に改め、同条を第三十六条とする。

第六十五条（見出しを含む。）中「第五十八条第八号」を「第五十四条第七号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第三十七条とする。

第六十六条（見出しを含む。）中「第六十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第六章及び第七章を削る。

第七十七条第一号中「第五十五条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二号中「法第五十六条、法第五十七条第一項、法第五十八条から法第六十条まで、法第六十二条第一項、法第六十九条、法第七十条、法第七十一条第二項及び第三項、法第七十二条、法第七十三条並びに法第七十四条第一項」を「法第五十二条、法第五十三条第一項、法第五十四条から法第五十六条まで、法第五十八条第一項、法第六十五条、法第六十六条、法第六十七条第二項及び第三項、法第六十八条、法第六十九条並びに法第七十条第一項」に改め、同条第三号中「第六十二条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、第八章中同条を第三十九条とする。